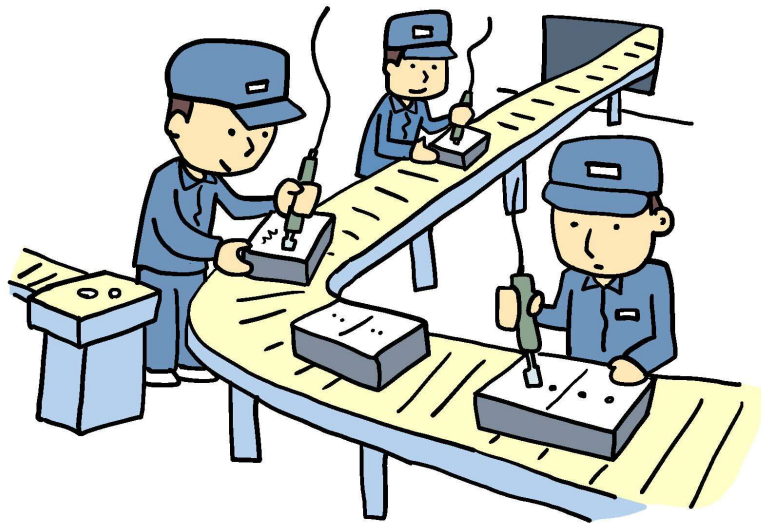


柳川市過疎地域における 固定資産税課税免除の手引き

～柳川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例～



柳川市 税務課 固定資産税係

2025.1 作成

1. 固定資産税の課税免除

(1) 柳川市では、過疎地域持続的発展市町村計画で定める産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業の用に供する設備の取得等をした者に係る固定資産税の課税を免除する。

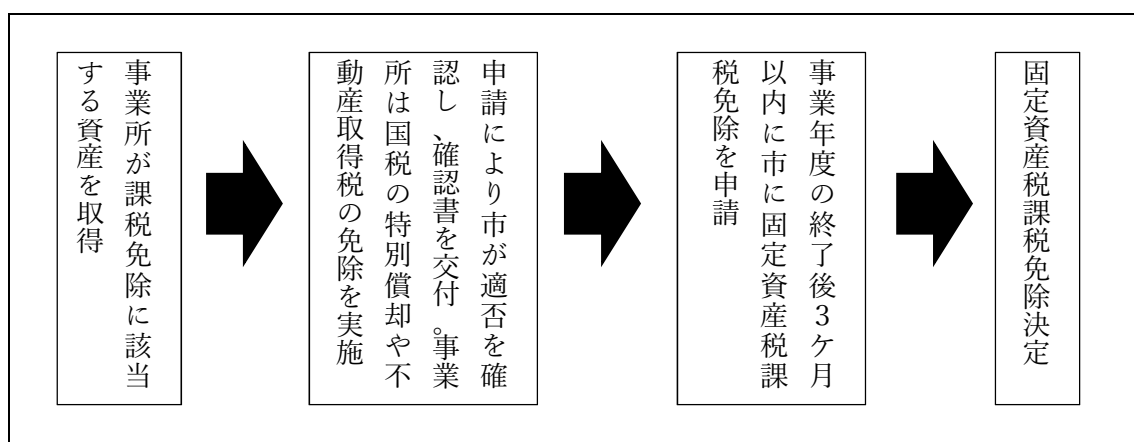
(2) 適用要件（下記以外にも現状により適否が分かれる場合がありますので、事前にお問い合わせください）

対 象 地 域	旧大和町（R3.4.1～） 旧柳川市（R4.4.1～）
適用される人	青色申告書を提出する個人または法人
対 象 業 種	○製造業・・・日本標準産業分類の大分類の区分における製造業。 （注1）のり採取業（採取し乾燥するもの）⇒漁業に分類 （注2）海苔の乾燥のみでは製造業にあらず、漁業として分類されますが、つくだ煮や味海苔などの別の製造活動に供している単独の工場や店舗を構えて単一の事業を行っている場合は製造業となります。 ○旅館業・・・旅館業法第2条に定められた旅館業（下宿営業を除く）。 旅館業法第2条・・・この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。 ○農林水産物等販売業・・・ 租税特別措置法施行令第6条の3第19項及び第28条の9第20項・・・過疎地域において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理したものを店舗において主に当該地区以外の地域の者に販売することを目的とする事業をいう ○情報サービス業等・・・ 租税特別措置法施行規則第5条の13第8項及び第20条の16第8項・・・施行令第六条の三第十九項に規定する財務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。 一 情報サービス業 二 有線放送業

対 象 業 種 (つづき)	三 インターネット付随サービス業 四 次に掲げる業務（情報通信の技術を利用する方法により行うものに限るものとし、前三号に掲げる事業に係るものを除く。）及び当該業務により得られた情報の整理又は分析の業務に係る事業 イ 商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務 ロ 新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査の業務															
対 象 資 産	土地・・・取得日の翌日から起算して1年以内に課税免除の対象となる家屋の建設の着工があった場合に限る。対象は建物の垂直投影面積。 家屋（建物及びその付属設備）・・・<u>直接事業の用の供しているもの</u> 償却資産（機械及び装置、構築物）・・・<u>直接事業の用の供しているもの</u> （注 3）直接事業の用に供しているものしか該当しませんので、例えば業種が製造業だった場合、製造工場は対象となるが、事務所や保管用倉庫などは対象外です。※工具器具及び備品は対象外															
取 得 価 額	<table><tr><th>業種 \ 資本金</th><th>個人または 5,000 万円以下</th><th>5,000 万円超 1 億円以下</th><th>1 億円超</th></tr><tr><td>製 造 業 旅 館 業</td><td>500 万円 以上</td><td>1,000 万円 以上</td><td>2,000 万円 以上</td></tr><tr><td>農林水産物等販 売業、情報サービ ス業等</td><td>500 万円 以上</td><td colspan="2">500 万円 以上</td></tr></table> ※資本金等の規模が 5,000 万円超の事業所については新增設に係る取得等に限る。 ※「取得等」・・・取得又は製作若しくは建設（建物等については、増築、改築、修繕又は模様替えのための工事による取得又は建設を含む） ※土地は課税免除の対象資産となりますが、この取得価額の判定には含まれません。 ※取得価格の判定については、圧縮記帳の適用を受けた対象固定資産の場合、圧縮記帳後の帳簿価格となります。				業種 \ 資本金	個人または 5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超	製 造 業 旅 館 業	500 万円 以上	1,000 万円 以上	2,000 万円 以上	農林水産物等販 売業、情報サービ ス業等	500 万円 以上	500 万円 以上	
業種 \ 資本金	個人または 5,000 万円以下	5,000 万円超 1 億円以下	1 億円超													
製 造 業 旅 館 業	500 万円 以上	1,000 万円 以上	2,000 万円 以上													
農林水産物等販 売業、情報サービ ス業等	500 万円 以上	500 万円 以上														

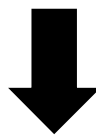
特 記 事 項	課税免除の手続きの際に国税で特別償却をされているか（されていない場合は特別償却不採用の理由書）の確認が必要となります。特別償却を適用する場合には、柳川市が証明する確認書の添付が必要となりますので、事前に確認書の申請をお願いします。詳しくは柳川市税務課固定資産税係（TEL0944-77-8456）までお問合わせください。
---------	---

2. 全体的な流れ



①確認書の申請（取得し、事業の用に供した後、速やかに）

No	提出書類 ※1	確認事項	申請資産の種類		
			土地	家屋	償却資産
1	産業振興機械等の取得等に係る確認申請書（様式）	—	◎	◎	◎
2	法人の履歴事項全部証明書（法人登記簿） ※個人事業主の場合は、提出不要	・資本金の額	◎	◎	◎
3	業種を確認できる書類 ・定款 ・会社概要（パンフレットなど） ・事業報告書等事業内容の分かるもの など	・市町村計画に記載の振興すべき業種であること	◎	◎	◎
4	取得価額が分かるもの ・売買契約書 ・工事請負契約書 ・納品書や領収書 など	・取得価額要件 ・取得期間内か	◎	◎	◎
5	配置図 ・敷地・建物配置図 ・機械及び装置の配置図 ※償却資産申告書に記載した名称を記入すること	・直接事業の用に供している部分か	◎	◎	◎
6	新增設事業計画書	増加雇用者数			
7	（課税免除対象資産に係る） 全部事項証明書（登記簿） ※未登記家屋分については、不要		◎	◎	
8	土地の取得の日の翌日から起算して1年以内に着手していることがわかる書類	—	◎		
9	・建築確認書の写し ※建物図面（平面図など）含む ・建物引渡書の写し	—		◎	
10	固定資産台帳の写し ※対象資産の取得価格や耐用年数がわかるもの	—	◎	◎	◎



提出書類を審査し、証明書を交付します。

確認書交付（市長印）

※この証明書は以下の場合に添付します。

- ・法人税申告書または確定申告書にて特別償却（割増償却）に添付する。
- ・不動産取得税の課税免除に添付する。



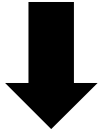
※固定資産税課税免除の申請時期

事業に用に供した事業年度の終了後3ヶ月以内に申請をする。

（個人の場合は事業に用に供した年の翌年の3月末まで）

②固定資産税課税免除の申請

1	固定資産課税免除申請書（様式第 1 号）	—	◎	◎	◎
2	法人税申告書又は確定申告書の写し	特別償却	◎	◎	◎
	※減価償却明細書及び別表 1 6 を含む				
3	特別償却不採用の理由書	—	◎	◎	◎
	工業生産設備で特別償却を採用していない場合				



提出書類を審査し、課税免除の適否を判定します。

課税免除の決定

「固定資産税課税免除決定通知書」（様式第 2 号）

※課税免除期間は 3 年間となりますが、期間内での対象地区外への移転や資産の追加・削除を確認する必要があるため免除の決定は年度毎に行います。

3. その他

下記の場合には届出が必要です

- ・事業内容（事業計画）を変更したとき
- ・事業を廃止、休止したとき
- ・事業を承継したとき
- ・その他課税免除の申請内容に変更が生じたとき

【お問い合わせ先】

832-8601

柳川市本町 87 番地 1

柳川市役所 市民部 税務課 固定資産税係

TEL (0944) 77-8456